資料１

宝塚市農業共済条例及び農業共済事業費特別会計の廃止について

兵庫県下で農業共済事業（以下「共済事業」といいます。）を実施する全26市町等（一部事務組合を含む）は、平成30年1月に兵庫県農業共済組合設立推進協議会を設立し、１組合化に向けた検討を重ねてきました。26市町等と兵庫県農業共済組合連合会は、兵庫県を立会人として、１組合化に向けた仮契約書にあたる覚書を平成31年4月22日に締結し、各市町等が条例の廃止手続など正式な手続きに入る方針を決定いたしました。本件は、覚書に従い、宝塚市農業共済条例及び農業共済事業費特別会計を廃止するものです。

１．農業共済条例の廃止の概要

（1）１県１組合化とは

現在、兵庫県では市町等が各々共済事業を行っています。しかし、職員数減少による業務への支障や制度の複雑・細分化による対応の困難さに加えて、農業者の減少により十分な保険母集団が確保できず、財務状況が不安定にならざるを得ないなどの課題がありました。そこで兵庫県農業共済組合設立推進協議会が１組合化に向けた検討を続けた結果、県全域を事業区域とする１つの組合を設立し、県下一律に共済事業を実施することに、26市町等の全てが合意しました。47都道府県のうち、平成31年4月時点で、既に36都府県が１組合化しています。

（2）宝塚市共済事業の今後について

本市で実施している共済事業は、令和2年3月31日をもって廃止し、令和2年4月1日から兵庫県農業共済組合（以下、新組合といいます。）に引き継がれます。また、農業共済事業費特別会計も令和2年3月31日付で廃止し、出納閉鎖及び決算認定の後、新組合に財産を譲渡します。

（3）新組合での共済事業について

事業範囲を兵庫県全域とするため、これまで共済事業が行われていなかった市（例：芦屋市等）に在住する農業者の引受も可能となります。また、県内で加入実績のある共済事業を全て実施するため、宝塚市では実施していなかった果樹共済（なし）や畑作物共済（そば・大豆）等の共済事業にも加入できるようになります。県内各地に事務所を設置し、県下一律で事業を実施します。宝塚市は阪神事務所（三田市）の管轄となる予定です。

（4）新組合の職員について

新組合の職員は、共済事業のプロパーとして知識経験を積むため、適切な情報提供や説明が可能となり、加入者へのサービス向上につながります。しかし、新組合での事業開始直後は職員数が不足すること、現地の農業者情報や地理について各市町等の支援が必要であること等の理由により、各市町等から一定期間の職員派遣を行う予定となっています。

（5）新組合と宝塚市の関わりについて

令和２年４月１日以降は、宝塚市内の農業者に対する引受業務や、被災した共済加入者への対応等は、阪神事務所の新組合職員が行います。宝塚市は、農業者の窓口として阪神事務所への文書の取り次ぎや連絡などを行い、新組合と連携した農業者へのサービスを実施します。

（6）農業者への周知状況について

平成 30 年度及び平成 31 年度（令和元年度）の農会長会において、１組合化について説明し、農会員へのチラシ配布による周知を依頼しました。また、家畜共済、園芸施設共済の加入者には戸別訪問を行い、引受内容の引き継ぎ等の説明を行いました。

２．今後のスケジュールについて（予定）

（1）	2019 年 12 月	宝塚市農業共済条例廃止を市議会に提案
（2）	2020 年 1 月	新組合　創立総会
（3）	3 月	宝塚市農業共済条例及び特別会計の廃止（出納閉鎖期間まで収支は発生） 関連規則の廃止及び一部改正 特別会計から一般会計へ予備費の繰り出し処理（3 月補正予算）
（4）	4 月	新組合 創設
（5）	5 月	兵庫県農業共済組合連合会を解散、新組合に引継 特別会計出納閉鎖（令和元年度予算）
（6）	6～9 月	宝塚市から新組合への財産引き継ぎの予算措置（一般会計補正予算）
（7）	11 月	令和元年度決算認定の後、宝塚市から新組合へ財産引き継ぎ